



島根県報

平成25年3月1日（金）

号外第19号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【議会告示】

島根県議会会議規則の一部改正	2
島根県政務調査費の交付に関する規程の一部改正	3

議 会 告 示**島根県議会告示第1号**

島根県議会会議規則（昭和34年島根県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月1日

島根県議会議長 原 成 充

目次中「第9章 請願（第86条—第91条）」を「第9章 請願（第86条—第91条）」に改め
第9章の2 公聴会及び参考人（第91条の2—第91条の8）」

る。

第16条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第71条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

第9章の次に次の1章を加える。

第9章の2 公聴会及び参考人

（公聴会開催の手続）

第91条の2 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第91条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第91条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議長が議会運営委員会に諮って定め、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第91条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員と公述人の質疑）

第91条の6 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることはできない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第91条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第91条の8 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県議会告示第2号

島根県政務調査費の交付に関する規程（平成13年島根県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月1日

島根県議会議長 原 成 充

題名を次のように改める。

島根県政務活動費の交付に関する規程

第1条中「島根県政務調査費の交付に関する条例」を「島根県政務活動費の交付に関する条例」に、「基づく政務調査費」を「基づく政務活動費」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条中「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に、「政務調査費」を「政務活動費」に、「当該政務調査費」を「当該政務活動費」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同条を第7条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

別記様式第1号中「島根県政務調査費の交付に関する条例」を「島根県政務活動費の交付に関する条例」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改める。

別記様式第2号中「島根県政務調査費の交付に関する条例」を「島根県政務活動費の交付に関する条例」に、

「

政務調査費 の経理責任者 の氏名

」を「

政務活動費 経理責任者 の氏名

」に改める。

別記様式第3号中「島根県政務調査費の交付に関する条例」を「島根県政務活動費の交付に関する条例」に改める。

別記様式第4号中

「
政務調査費の交付を受けようとする会派及び議員について
島根県政務調査費の交付に関する条例第6条の規定により、政務調査費の交付を受けようとする会派及び議員に
ついて下記のとおり通知します。」

「
政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員について
島根県政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により、政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員に
ついて下記のとおり通知します。」

改める。

別記様式第5号中「（第5条関係）」を「（第4条関係）」に、「年度政務調査費収支報告書」を「年度政務活動費収支報告書」に、「政務調査費_____円」を「政務活動費_____円」に、

「

会 議 費		
資 料 作 成 費		

を

資 料 購 入 費		
広 報 費		

」

「

広 聴 広 報 費		
要 請 陳 情 等 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		

に、

」

「（政務調査費返還額）」を「（政務活動費返還額）」に改める。

別記様式第6号中「（第5条関係）」を「（第4条関係）」に、「年度政務調査費収支報告書」を「年度政務活動費収支報告書」に、「政務調査費_____円」を「政務活動費_____円」に、

「

会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 費		

を

」

「

広 聴 広 報 費		
要 請 陳 情 等 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		

に、

」

「（政務調査費返還額）」を「（政務活動費返還額）」に改める。

別記様式第7号中「（第5条関係）」を「（第4条関係）」に、

「

使途基準の項目		添付票整理番号	
使 途			
政 務 調 査 費 の 支 出 額			
調 査 年 月 日 及 び 調 査 地			

を

」

「

経 費 の 項 目		添 付 票 整 理 番 号	
使 途			
政 務 活 動 費 の 支 出 額			

に

」

改める。

別記様式第8号中「（第5条関係）」を「（第4条関係）」に、

「

使途基準の項目 及び使途	政務調査費の支 出額	支払先及び支払 年月日	調査年月日及び 調査地
		(年月日)	年 月 日 ～ 年 月 日

を

」

「

経費の項目及び 使途	政務活動費の支 出額	支払先及び支払 年月日	活動年月日及び 場所
			年 月 日

		(年 月 日)	～ 年 月 日
		(年 月 日)	年 月 日 ～ 年 月 日
		(年 月 日)	年 月 日 ～ 年 月 日
		(年 月 日)	年 月 日 ～ 年 月 日

に改める。

」

別記様式第9号中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に、「政務調査費収支報告書等(写)」を「政務活動費収支報告書等(写)」に、「島根県政務調査費の交付に関する規程第6条」を「島根県政務活動費の交付に関する規程第5条」に、「年度政務調査費収支報告書」を「年度政務活動費収支報告書」に改める。

附 則

この告示は、平成25年3月1日から施行する。